令和３年

第 13 回大磯町農業委員会総会会議録

日　時　令和３年１２月２３日　午後１時３０分から
場　所　大磯町役場　本庁舎４階　第２委員会室

１　出席委員

１番　安　池　雅　美	９番　鈴　木　洋　有
２番　青　木　貞　治	１０番　吉　川　正
	１１番　添　田　政　夫
	１２番　加　藤　正　和
６番　平　原　則　子	１３番　柳　田　孝
７番　竹　内　欣　也	１５番　近　藤　剛　司
８番　石　井　雅　浩	１６番　戸　塚　昭　雄

２　欠席委員

３番　二　宮　賢　一　　５番　古　正　輝　子

３　遅刻委員

４　農地利用最適化推進委員出席者（意見を述べることはできますが議決権はありません）

西　方　敬　　吉　川　京　男　　柏　木　博　　松　本　常　男

５　出席した書記

事務局長　　久保田　徳人
書　　記

６　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第 39 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について
報告第１号　農地法第３条の３の規定による受理通知書について
報告第２号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について
報告第３号　農地法第 18 条第６項の規定による通知について

議長　ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和３年第１３回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

　なお本日、３番二宮賢一委員と５番古正輝子委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長　次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、１０番吉川正委員と１１番添田政夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長　それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長　ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長　それでは、本日の議題に入ります。日程第２の次に議案第３９号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

　では、事務局より議案の朗読の説明をお願いします。

書記　議案第３９号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書１ページでございます。場所につきましては総会資料の１ページから４ページをご覧ください。

《議案第３９号１番と２番を朗読》

書記　本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

　なお、当該農地について、１番については月京地区担当の竹内委員及び事務局で、２番については西小磯地区担当の添田委員及び事務局で、１２月９日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長　まず、１番について現地確認をお願いした月京地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

７番委員（竹内）　７番竹内です。議案第３９号１番の農地について、１２月９日に地権者が立ち合いのもと、私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は農地所有者の自宅敷地内にある畑の一部ですが、きちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長　ありがとうございました。次に２番につきましては現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から説明をお願いいたします。

１１番委員（添田）　１１番添田です。議案第３９号２番の農地について、１２月９日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、水田と露地畑とミカン畑の２４筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長　ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第３９号１番と２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第３９号１番と２番について、原案とおり決定し、平塚税務署に報告します。

議長　次に議案第４０号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第４０号は議案書４ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の５ページをご覧ください。

大磯町長より令和３年１２月６日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局　《議案第４０号１番を朗読・説明》

書記　議案第４０号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

借り手は、今年、西小磯地区で就農した認定新規就農者の方で、営農拡大のために育苗施設を設置できる農地の斡旋を希望していたところ、当該農地の利用権設定をしていた地元農家の好意により、契約を解除して使用貸借権を譲っていただくことになりました。

なお、１２月９日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番委員（添田）　１１番添田です。議案第４０号１番の農地について、１２月９日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を認定新規就農者が借りて育苗施設を設置することで営農拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、認定新規就農者の営農拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では議案第４０号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　認定新規就農者と認定農業者とは、どう違うのか。

書記　認定新規就農者は、町から農業経営基盤強化促進法第１４条の４に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者をいいます。 認定新規就農者になると、青年等就農資金を借り入れることができたり、「農業次世代人材投資資金」を受給することができます。通常、新規就農者は農地を所有していませんし、トラクターなどの農業用機具類を持っていなかったりするので、就農時に資金がかかるため、こういった制度を活用することがあります。

一方、認定農業者は、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、経営改善計画を町に提出して認定を受けた農業者のことをいい、町には認定農業者に対する助成制度があります。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第４０号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第４０号１番は原案とおり決定いたしました。
なお、議案第４０番１番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長　次に、報告第１号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第１号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」については、議案書５ページの４件でございます。

事務局　《報告第１号１番から４番を朗読》

書記　報告第１号１番から４番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第１号１番から４番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第１号を終わります。

議長　次に報告第２号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第２号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書６ページの２件でございます。場所につきましては総会資料の６ページと７ページをご覧ください。

事務局　《報告第２号１番と２番を朗読》

書記　報告第２号１番と２番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第２号１番と２番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第２号を終わります。

議長　続きまして、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記　報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知」につきましては、議案書７ページの１件でございます。場所につきましては、総会資料の８ページをご覧ください。

事務局　　《報告第３号１番を朗読》

書記　報告第３号１番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前６カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、３０日以内に農業委員会に通知することにより農地法第１８条の許可を受けなくても解約ができます。

今回は借り手の農家が新規就農者の営農拡大のために利用権設定を解除して、農地の使用貸借権を譲るとのことです。

なお、当該農地の新たな借り手は議案第４０号の利用権設定に記載されている認定新規就農者の方です。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第３号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第３号を終わります。

議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは以上をもちまして令和３年第１３回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後１時５６分）